

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主な変更点について

(健康福祉部健康づくり課)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に変更されます。

これに伴い、感染者等の外出自粛、医療費の自己負担、医療提供体制等は、下記のとおり変更されます。

項目		～5月7日	5月8日～
外出自粛等	外出自粛	外出自粛を要請	外出自粛を要請されない (個人の判断になる)
	療養期間 (陽性者)	原則7日間	(推奨) 発症後5日間かつ症状軽快後24時間
	待機期間 (濃厚接触者)	原則5日間	コロナ患者の濃厚接触者として特定されないため、待機期間はない (外出自粛は求められない)
自己負担の	外来医療費	初診料など一部を除き、原則自己負担なし	インフルエンザと同程度の自己負担が発生 ※新型コロナの治療薬は、当面の間、公費負担
	入院医療費	原則自己負担なし	原則自己負担 ※入院費の一部や新型コロナの治療薬は、当面の間、公費負担
医療提供体制 ・相談体制	外来	発熱等診療医療機関で対応	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い医療機関で対応できるよう体制整備 発熱等診療医療機関の公表を継続
	入院	コロナ病床確保病院での受入が基本	<ul style="list-style-type: none"> 全病院で軽症・中等症Ⅰの患者を受入 確保病床(最大450床程度)は重症・中等症Ⅱの受入に重点化
	相談体制	発熱等受診相談センター等で対応	当面継続
	その他支援	宿泊療養施設・自宅療養支援(健康観察・食料支援等)	終了
感染者の把握等	発生届	発生届を保健所に提出 (重症化リスクありの方のみ)	発生届の提出がなくなる
	感染者数の把握	医療機関からの報告により全数を毎日把握	定点医療機関の報告で感染動向を週1回把握 ※コロナ定点医療機関139箇所
	感染者数の公表	毎日公表	週1回公表(毎週金曜日)

	レベル	国評価レベルを毎週公表	国評価レベルは廃止となるが、 県独自の基準で継続
--	-----	-------------	-----------------------------